

仕 様 書

1. 契約件名 住友商事神田和泉町ビルにおける什器備品の購入及び内装工事業務の委託
2. 履行期限 平成27年3月31日
3. 履行場所 東京都千代田区神田和泉町1番地 住友商事神田和泉町ビル9階
4. 購入物品等 別紙「什器備品リスト」のとおりとし、「レイアウト図面」の通り配置を行うこと。青色で記載の什器は引っ越しにて持ち込まれるもの、緑色で記載のものは次年度購入予定のものである。
5. 間仕切り・電気工事等 別紙レイアウト図面・電気配線図・什器備品リスト・間仕切りサイズ表のとおり
6. 引っ越しの内容
 - (1) 秋葉原庁舎4階より住友商事神田和泉町ビル9階へ新事業創出課（約46名分）の荷物の引っ越しを行うこと。荷物は段ボール100個を上限として見積もること。
 - (2) 反町商事ビル6階より住友商事神田和泉町ビル9階へ事業戦略支援室（約27名分）の荷物や什器の引っ越しを行うこと。什器の引っ越しリストは別紙のとおり。荷物は段ボール100個を上限として見積もること。
7. 搬入日・作業日・工事日については以下を留意すること。
 - (1) 平成27年3月1日から作業可能。
 - (2) 平成27年3月7日にNTT・USEN工事が行われる。
 - (3) 平成27年3月9日にLAN配線業者によるOA床にケーブルを通すLAN工事が行われる。（倉庫1にLANBOX、PBXを設置するため目印をつけること）
 - (4) 他の階に影響を及ぼす音の出る作業は土曜日・日曜日に限られる。
 - (5) 什器備品類の搬入作業は土曜日・日曜日に限られる。
 - (6) 他の階に影響を及ぼさない作業は月曜日～金曜日でも作業可能。
 - (7) 机と椅子の設置後にLAN配線業者によるLAN配線を机上部に出す工事と電話業者による電話設置作業が行われる。
 - (8) 平成27年3月23日または30日から新事業創出課・事業戦略支援室は営業開始予定であるため、電源工事と机と椅子の設置は平成27年3月22日または29日までに完了すること。

(9) 平成27年3月23日以降の作業は来客や職員に配慮して行う

8. 上記7を考慮した作業日を以下のとおり例示する。なお例示であるため、上記7が考慮されていればこの限りではない。

(1) 平成27年3月1日・・・LAN工事に支障の無い範囲での什器備品類の搬入

(2) 平成27年3月2日～6日・・・LAN工事に支障の無い範囲での什器備品類の組立

(1) 平成27年3月7日8日・・・LAN工事に支障の無い什器備品類の搬入

(2) 平成27年3月9日・・・LAN配線業者が行うLAN配線工事

(3) 平成27年3月12日13日・・・電源工事

(4) 平成27年3月12日13日・・・電話業者が行う電話工事

(5) 平成27年3月14日・15日・・・什器備品類の搬入・他の階に影響の出る音の出る工事・組立・間仕切り

(6) 平成27年3月16日～20日・・・他の階に影響の出ない工事・組立・間仕切り・机の設置完了

(7) 平成27年3月20日・・・LAN配線業者によるLAN配線を机上部に出す工事と電話業者による電話設置作業

(8) 平成27年3月21日22日または28日29日・・・新事業創出課・事業戦略支援室引っ越し

(9) 平成27年3月23日～31日・・・残した作業

(10) 平成27年3月31日・・・作業完了

9. 共通事項

(1) 本契約は、公益財団法人東京都中小企業振興公社が発注者となり、履行場所への物品調達、間仕切り・電話工事、またそれにとまなう引っ越し作業を目的として契約締結をするものである。

(2) 受注者は、開札後、遅滞なく契約締結に係る必要書類等を受領し、担当者と納入等について打ち合わせを行うこと。

(3) 本仕様書に明記されていない事項についても、契約の目的を完遂できるように誠実な履行をすること。

(4) 物品買入れ仕様書に記載された、品番、規格、性能、価格と同等以上の規格、性能、を有する製品を選定すること。

(5) 受注者は、納品する物品が、物品買入れ仕様書の品名・品番又は形状・寸法等に記載されているもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を事前に発注者に提出し、発注者の承認を得ること。

10. 納品

(1) 納品・組立・設置・転倒防止施行等に要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 3月初旬に行うビル側の内装工事と調整の上、納品及び作業を行うこと。

(3) 受注者は完了届および請求書を作成し、提出すること。

(4) 納品時は、職員及び外来者の安全に十分注意するとともに、日常の業務に支障きたさないように配慮し、迅速丁寧に行うこと。また既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう、必要な措置を講ずること（養生等）。なお万一損害を与えた場合は受注者の負担により、原状に復旧すること。

(5) 梱包資材は、持ち帰ること。

11. 契約情報の公開

発注者は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる。

12. その他

(1) 仕様書の事項が守られない場合や不適切な履行等、発注者に不利益や損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを免れない。

(2) 本件仕様の際し、不明な点は担当者と協議すること。

(3) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙のとおり。

仕様についての問い合わせ先

〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町1-9

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部総務課経理係 担当 高橋・長岡

電話 03-3251-7886

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

1. 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
2. 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

3. 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
4. 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、会社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
5. 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

6. 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく会社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
7. 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を会社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を会社及び管轄警察署に提出すること。
8. 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
9. 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく会社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、会社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。